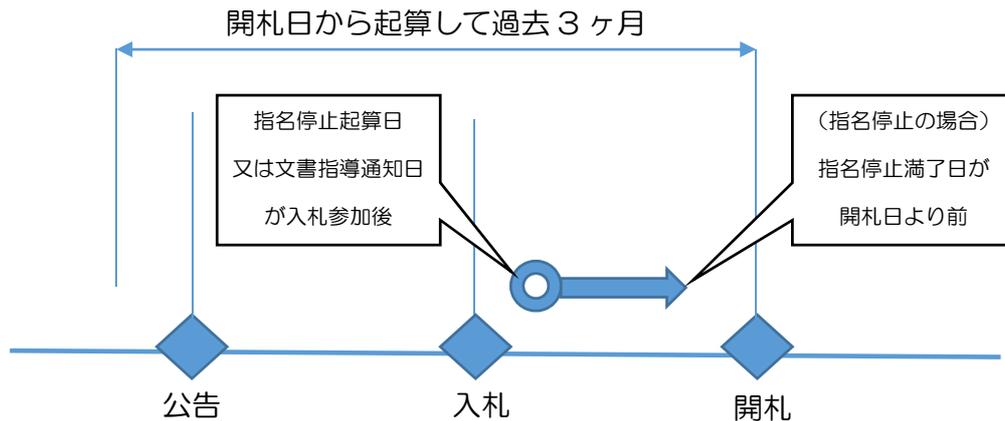


総合評価一般競争入札の手引きの一部改正について
(平成28年10月)

1. 改正の主旨

入札参加から開札までの間に指名停止又は文書指導があった場合、入札時に提出した評価値申告書の内容と開札時の事実が異なることとなるため、審査に関する取扱いを手引きに追加するもの。



2. 改正内容

評価項目工、過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等に関する箇所以下のとおり追加する。

1) 評価項目工の個別説明に、次の文を追加

◆申告書を提出した日から開札日までの間に本市から指名停止又は事故防止に関する文書指導を受けた場合は、指名停止の通知又は事故防止にかかる文書指導の写しを落札候補者となった時に提出すること。

2) 落札候補者の審査(2)「技術提案等」イ虚偽以外の記載に、次の文を追加

・評価項目工、過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等において、申告書を提出した日から開札日までの間に本市から指名停止又は事故防止に関する文書指導を受けた場合は、落札候補者となった時に提出された書類により再評価を行う。

3. 実施時期

平成28年10月1日以降に公告するものから適用